

『国際私法年報』執筆規程（2013年改正）

第1条 目的

『国際私法年報』の原稿執筆に関する事項を明確にするために、この規程を定める。

第2条 原稿の種類

- (1) 原稿の種類は、「依頼原稿」、「投稿原稿」、及びその他とする。
- (2) 投稿原稿について、この規程に定めのない場合には、別途定める投稿規程に従う。
- (3) 依頼原稿は、国際私法に関する学術的なもので、本質的部分において未発表のものに限る。
- (4) 原稿は、執筆者自らが創作したものに限り。

第3条 原稿の体裁

原稿の体裁は、別途定める『国際私法年報』執筆要領に従う。

第4条 原稿の審査、掲載等

- (1) 依頼原稿及び投稿原稿の審査は、原則として、レフェリーによる審査をもって行い、その審査結果に基づき、編集委員会が原稿の掲載の可否を決定する。
- (2) 前項のレフェリーによる審査は、別途定める『国際私法年報』レフェリー規程及び要領に基づいてこれを行う。
- (3) 掲載が決定された原稿について、掲載する号、掲載する順序等の決定は、国際私法年報編集委員会が行う。

第5条 著作権について

掲載が決定された原稿の著作権に関しては、別途定める著作権規程に従う。

第6条 規程の解釈及び適用について

この規程の解釈及び適用について疑義があるときは、編集委員会が決定する。

附則 この規程は、2012年5月13日から施行する。

附則 この規程は、2013年6月1日から施行する。